

高松市自転車活用推進計画



高松市令和7年12月



目次

本編

 第1章 総論	・・・	1
1 計画策定の背景と目的	・・・	1
2 計画区域	・・・	6
3 計画期間	・・・	6
 第2章 現状と課題	・・・	7
1 【視点1】都市環境	・・・	8
2 【視点2】市民の健康増進	・・・	13
3 【視点3】魅力ある地域づくり	・・・	14
4 【視点4】安全・安心の向上	・・・	15
 第3章 目標と実施施策	・・・	16
1 都市環境 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	・・・	16
2 市民の健康増進 健康長寿社会の実現	・・・	17
3 魅力ある地域づくり サイクルツーリズムの推進	・・・	17
4 安全・安心の向上 安全で安心な社会の実現	・・・	18
5 4つの目標の達成、各施策の実施に向けて行う具体的措置	・・・	20
 第4章 推進体制	・・・	21
1 関係者の連携・協力	・・・	21
2 計画のフォローアップと見直し	・・・	21
3 広報活動等	・・・	21

資料編

 【1】	具体的措置内容	・・・	1
 【2】	高松市自転車ネットワーク計画	・・・	11
 【3】	四国一周サイクリングルート、香川県サイクリングルート 【高松ルート】	・・・	12

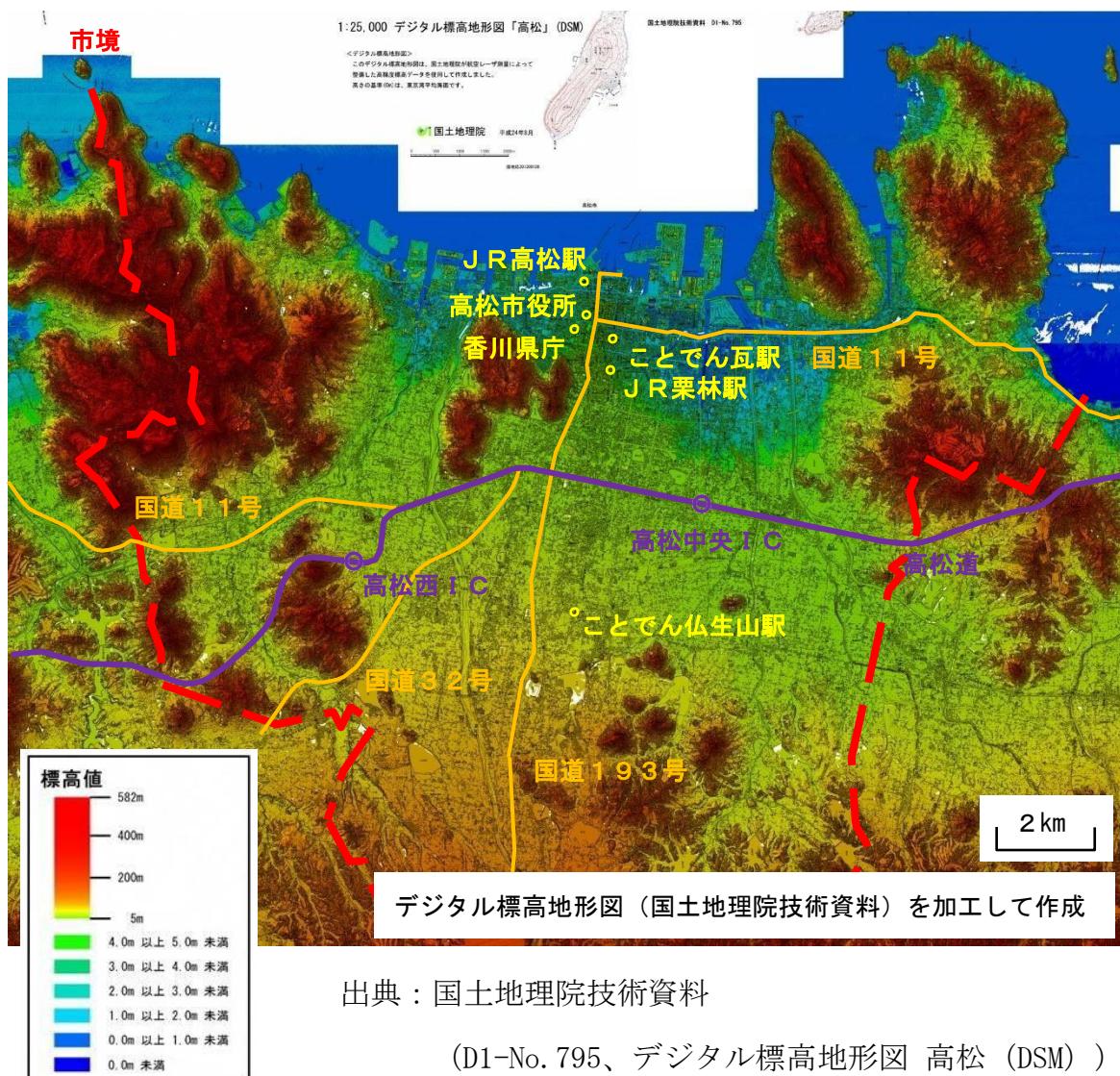


第1章 総論

1 計画策定の背景と目的

本市では、平地が広がり、雨が少ない、自転車を利用するのに適した地形、気候の特徴から、多くの市民が、通勤や通学、買い物等に自転車を利用しています。

また、半島や海岸線、山間部等、多様な地理と景観を有しておりますが、本市でも、近年の全国的な動向と同様に、趣味やスポーツ、健康増進を目的とした自転車利用者の増加を感じ取れるようになってきています。





その一方、香川県警発表のデータでは、香川県の人口10万人当たりの自転車事故発生件数は、全国ワースト1位が続いている平成17年から23年までと比べると事故件数は減少傾向にあるものの、依然としてワースト上位が続いています。

こうした状況を改善すべく、これまでも、国、県、市を挙げて、自転車を安全かつ適切に利用できるよう、自転車通行空間の整備や、放置自転車対策、交通事故防止対策等が推進されてきました。

自転車通行空間の整備状況では、大規模自転車道として、香東川自転車道（県道269号塩江香川高松自転車道線）が整備されています。

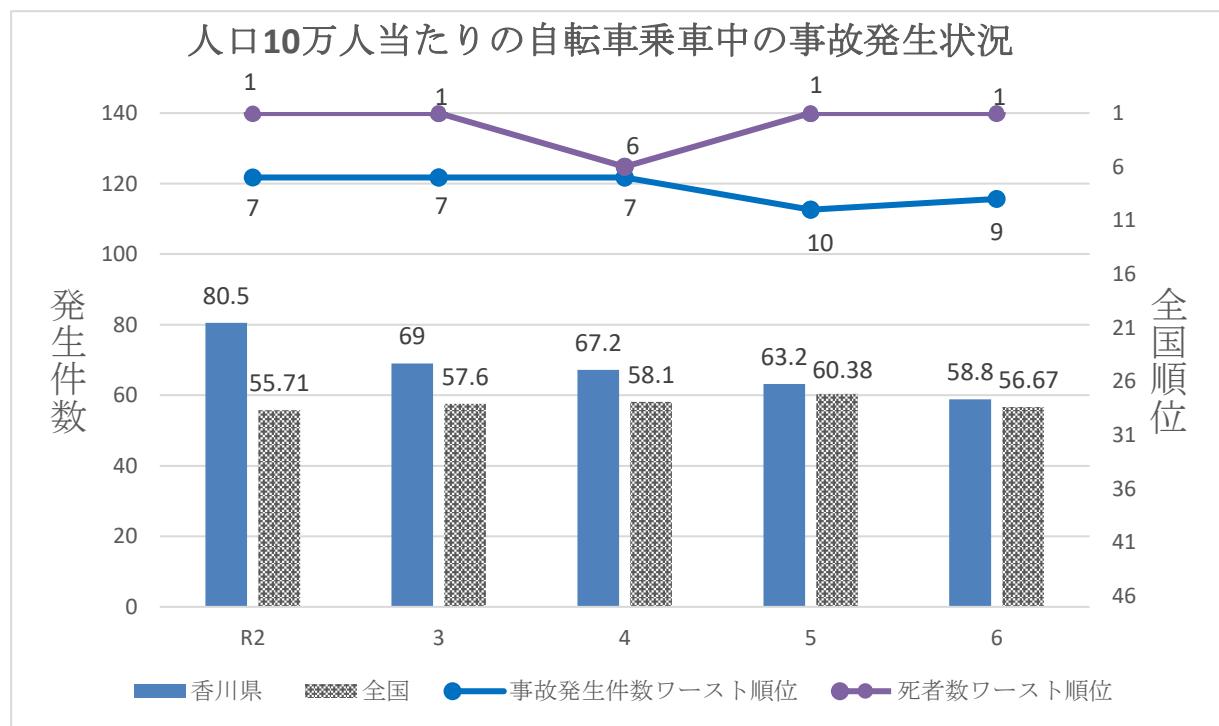
平成20年からは、自転車利用環境総合整備事業として、自転車利用が多い市街地において、中央通り（国道11号、国道30号）や観光通り（県道155号牟礼中新線）、市道五番町西宝町線等に、歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全に通行できる環境を整え、ネットワークを形成すべく、自転車道を始めとした自転車通行空間の整備が進められています。



高松市自転車ネットワーク計画整備状況（令和7年3月末時点）



こうした交通安全施設・自転車通行空間等のハード整備とともに、自転車の交通ルールの周知と安全教育の推進、香川県警察による自転車利用者の交通違反に対する指導取締り等のソフト対策の実施により、県内における自転車乗用中の死者数は、統計上最も多かった53人（昭和45年）と比べて、約10分の1の5人以下（令和4年）にまで減少する等、ワースト上位には位置するものの、一定の成果が上がっています。



グラフ：香川県警「数字でみるさぬきの安全」
(令和7年度版)



また、平成29年5月1日に、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ること等、新たな社会的課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とした「自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下「法」という。）」が施行されました。

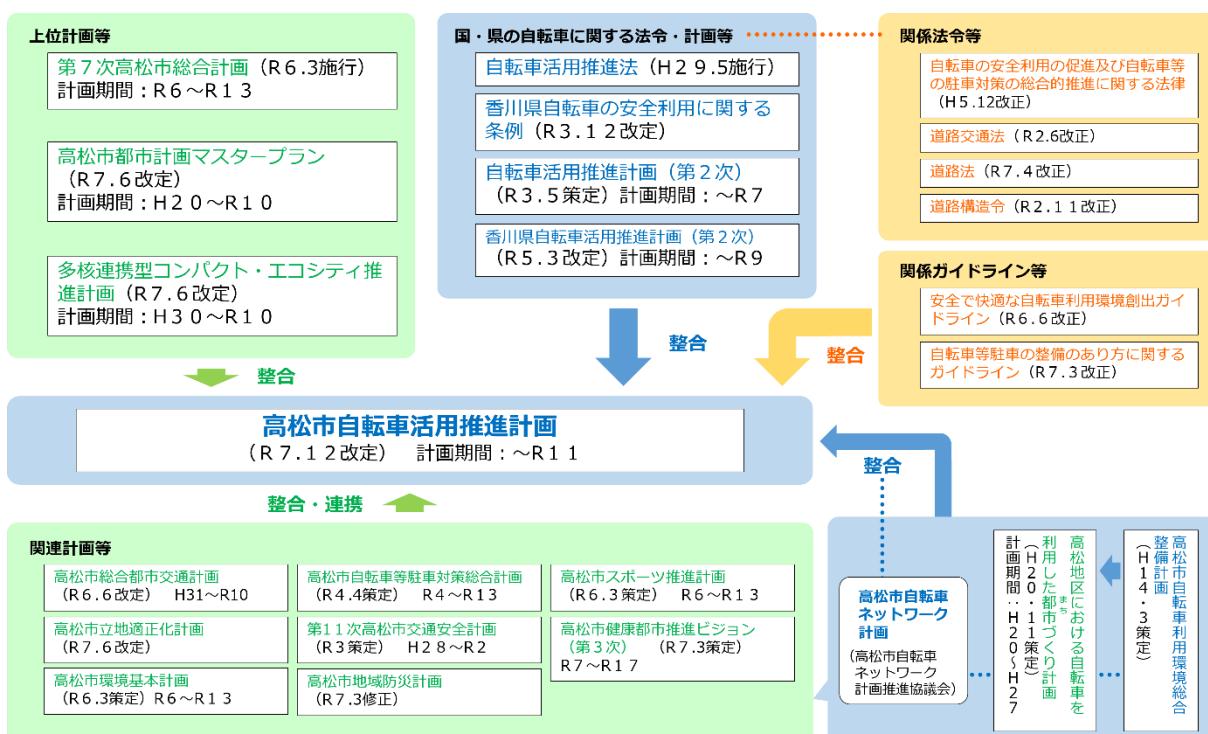
そして、この法の基本理念に加え、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定め、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、法第9条に基づいて、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画である「自転車活用推進計画」が、平成30年6月8日に閣議決定され、これを受け、県において、「香川県自転車活用推進計画」が、平成31年3月28日に策定されました。



本市においても、本市の上位計画である、「高松市総合計画」や「高松市都市計画マスタープラン」等に基づき、実施している都市計画や交通、環境、健康等に関する計画等と整合を図り、本市の自転車活用を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「高松市自転車活用推進計画」を策定しました。

その後、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、第2次自転車活用推進計画が令和3年5月28日に閣議決定されました。

本計画は、前回計画に引き続き、法第11条の規定に基づき、本計画の上位計画となる、国、県の計画に準じ、かつ、本市の実情に見合った自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画として定めるものです。



「高松市自転車活用推進計画」の位置付け、他計画等との関係



2 計画区域

本計画では、高松市全域を計画区域とします。

3 計画期間

本計画の上位計画となる「自転車活用推進計画」、「香川県自転車活用推進計画」は、計画期間を、関連する各種計画との連携を図る必要性を考慮して、長期的な展望を視野に入れつつ、それぞれ令和7年度（2025年度）、令和9年度（2027年度）までのともに5年間とされています。

本計画も、長期的な展望を視野に入れつつ、本市上位計画及び国、県の計画等と整合を図りながら推進するものとして、計画期間は、令和11年度までとします。

なお、本計画の施策の実施に当たっては、上位計画や関連計画の更新状況等に応じ、これを、隨時、反映させながら、適切に実施していくものとします。

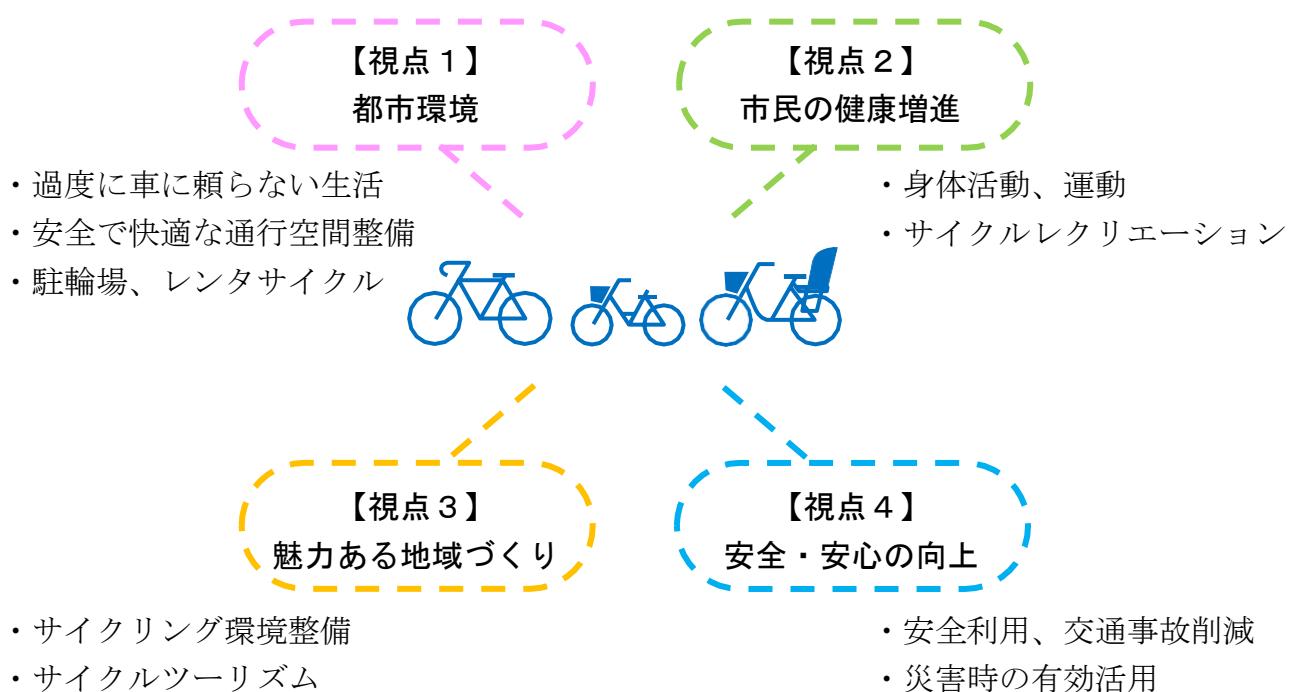


第2章 現状と課題

本市は、平地が広がり、雨が少なく、自転車を利用しやすい地形、気候・風土となっています。このため、気軽に利用できる日常の移動手段として、また、趣味やスポーツ、健康増進を目的として、多くの市民が自転車を利用しています。

自転車は、環境にやさしい交通手段であるとともに、健康づくりや余暇の充実等、市民の活動域、行動範囲を広げ、地域や仲間とのコミュニケーションを高めるツールともなっています。

このような市民の様々な活動を支え、市民の暮らしを豊かにしている自転車を巡る現状と課題について、4つの視点で、それぞれ整理します。





1 【視点1】 都市環境

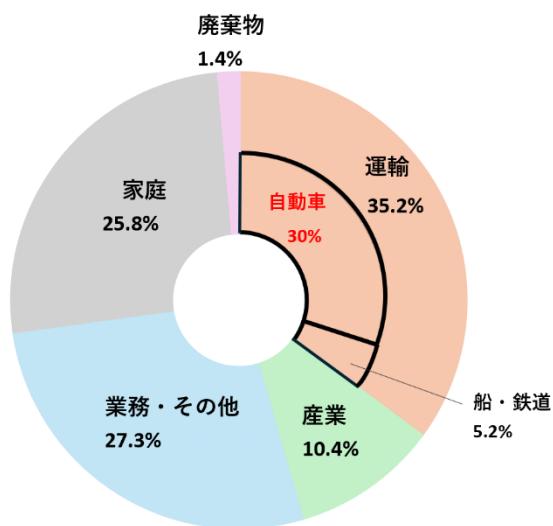
1) 自動車利用からの転換

市内における温室効果ガス排出量の約30%は、自動車から排出されています。

また、県内の移動のうち、自動車による移動は、全体の約7割を占めており、県内で見られる移動の約7割が5km以下の距離の移動で、本市に見られる移動も、平均して5kmほどの範囲の移動が、主となっています。

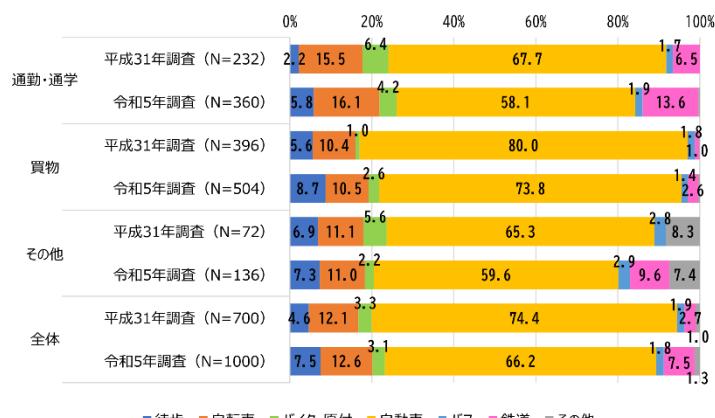
地球温暖化対策はもちろん、渋滞対策を進める上でも、まずは、5km以下の短距離での自家用車の利用を、公共交通機関の利用との組合せを含めた、自転車の利用へ転換することが重要となります。

高松市 CO₂排出量の割合



本市部門別二酸化炭素排出特性 (R3年度、2,199千 t-CO₂)

データ出典：令和6年度高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会
第1回会議資料

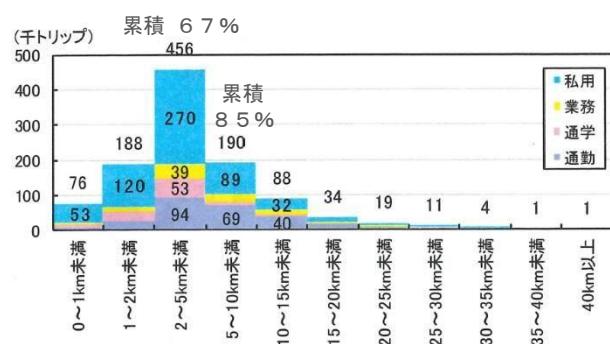


資料) 市民 web アンケート調査
(平成 31 年 2 月、令和 5 年 9 月)

出典: 高松市地域公共交通計画 (R6.6改定)

H 2 4 パーソントリップ調査

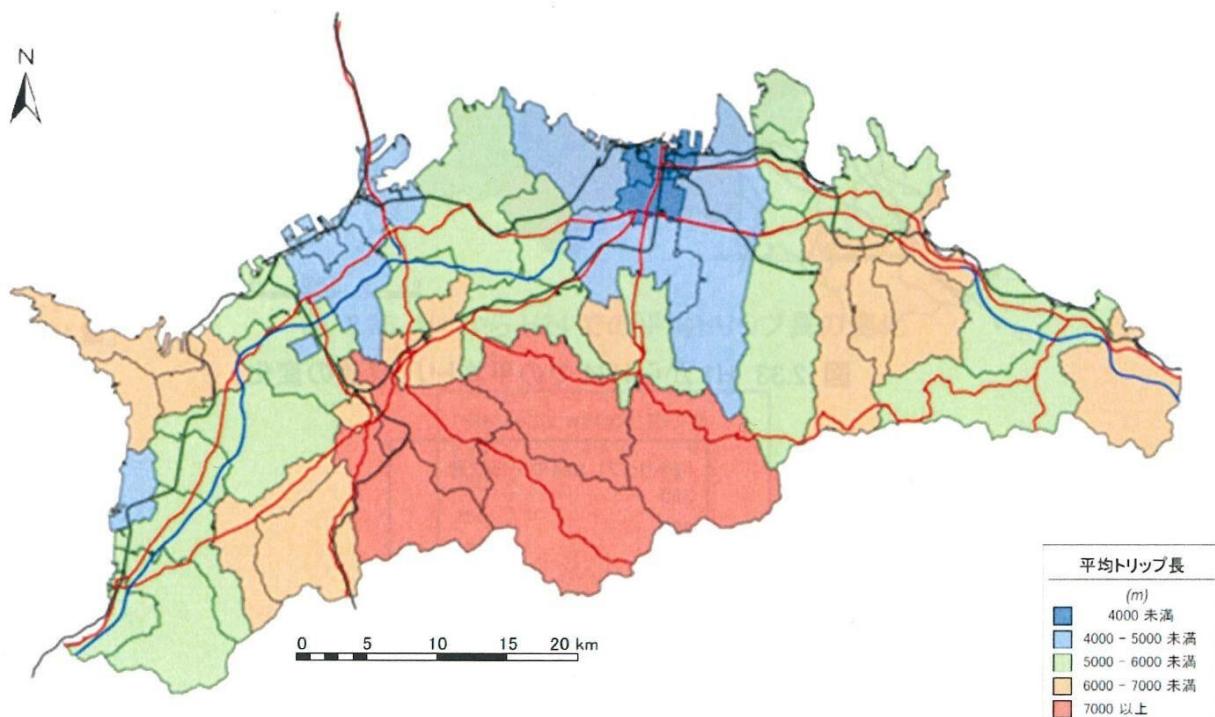
累積値（率）は本計画において加筆



H 2 4 パーソントリップ調査

※トリップ長は第 2 回対象圏域内々トリップ分のみを計上

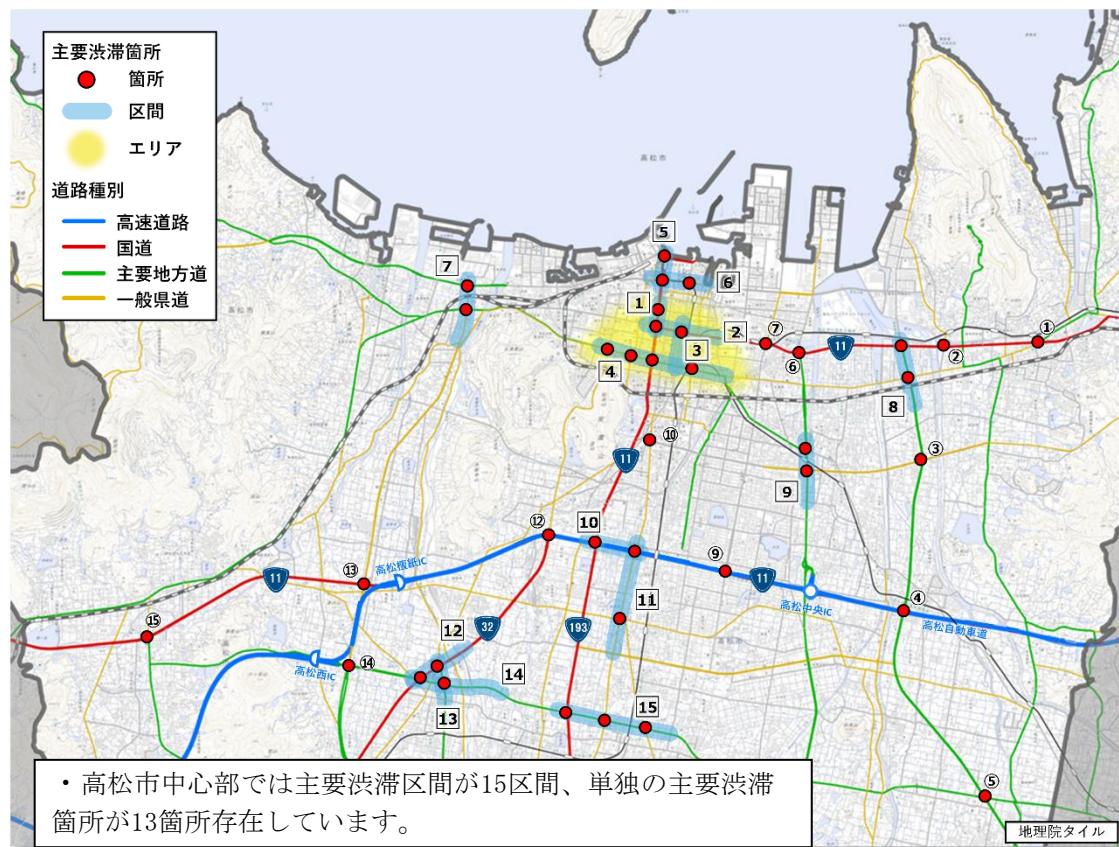
トリップ長分布



※トリップ長は第 3 回対象圏域内々トリップ分のみを計上

H 2 4 パーソントリップ調査 発生ゾーン別平均トリップ長

出典: 高松広域都市圏総合都市交通体系調査報告書 (H 2 7. 3)



■ エリア

エリア名	区間名	箇所名
高松市 中心部	1 国道30号・番町1丁目～番町	1.番町1丁目 2.番町
	2 国道11号・番町～瓦町1丁目	3.瓦町1丁目
	3 国道11号・瓦町1丁目～中徳三谷高松線	3.瓦町1丁目 4.亀原小学校西 5.天神前 6.中新町 7.塩上五差路
	4 高松善通寺線・亀原小学校西～中徳三谷高松線・塩上五差路	

■ 区間

区間名	箇所名
5 国道30号・サンポート高松玉藻～寿町	8.サンポート高松玉藻 9.寿町
6 市道・寿町～本町踏切	9.寿町
7 市道・郷東町北～郷東町	10.本町踏切 11.郷東町北 12.郷東町
8 市道・片田～春日町北	13.片田 14.春日町北
9 中徳三谷高松線・札場～木太南小学校北	15.札場 16.木太南小学校北
10 国道11号・上天神町～三条町	17.上天神町 18.三条町 19.三条町
11 高松香川線・三条町～太田上町南	19.太田上町南
12 国道32号・西永井～成合大橋西	20.西永井 21.成合大橋西
13 円座香南線・成合大橋西～東永井	21.成合大橋西 22.東永井
14 三木国分寺線・東永井～西永井	22.東永井 20.西永井 23.三名町
15 三木国分寺線・三名町～高松市出作町	24.新龍池 25.高松市出作町

■ 単独箇所

箇所名
① 26.高松町
② 27.湯元
③ 28.宮の原
④ 29.東山崎町
⑤ 30.十川西町
⑥ 31.詰田川西
⑦ 32.琴電松島踏切
⑨ 34.伏石町
⑩ 35.花ノ宮町
⑫ 37.峰山口
⑬ 38.樋紙
⑭ 39.中間町
⑮ 40.国分寺市所前

高松市内の主要渋滞箇所

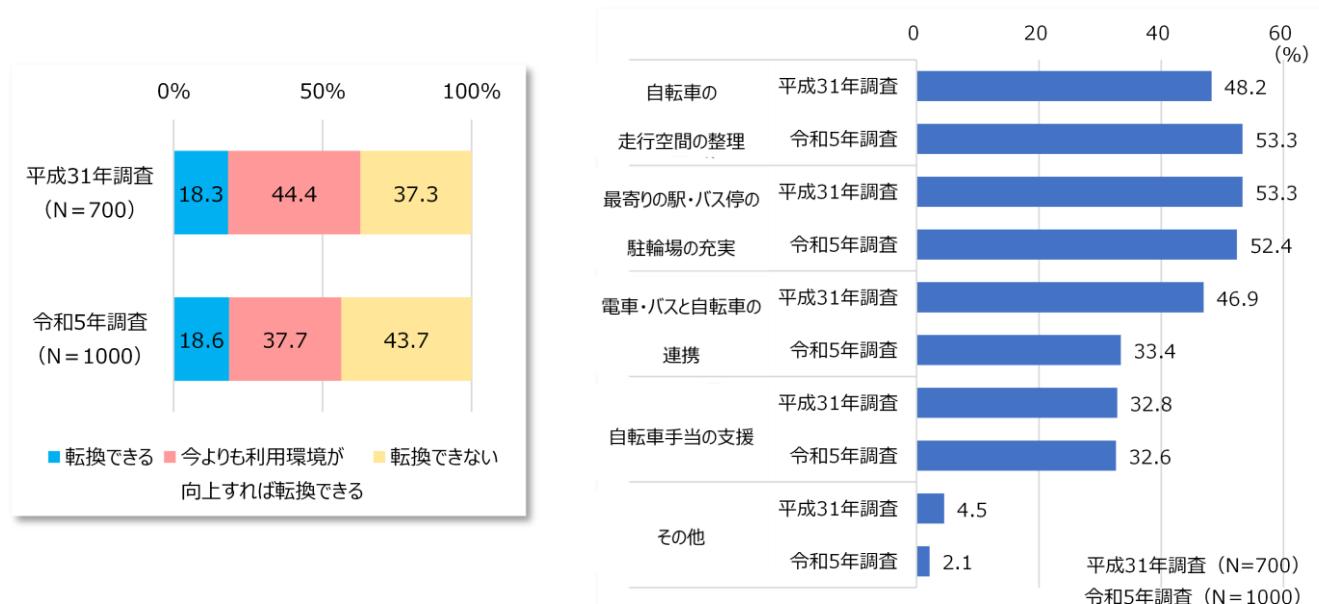
資料) 令和5年度 第1回 香川県渋滞対策協議会資料 より作成
出典: 高松市総合都市交通計画 (R 6. 6 改定)



2) 安全で快適な自転車通行空間の整備

自転車の利用への転換、自転車利用の促進を図るために、自転車、歩行者、自動車等、全ての交通利用者が道路空間を安全に利用できるよう、自転車の利用環境を整えることが必要です。

本市では、自転車の利用の多い市街地において、安全で快適な自転車通行空間を、効果的かつ効率的に整備することを目的とした「高松市自転車ネットワーク計画」
(平成14年3月策定、平成20年11月第1回改定、令和3年3月第2回改定)
を策定し、整備を進めています。



自動車から自転車への転換意向と転換するための条件

資料) 市民Webアンケート調査 (H31.2、R5.9)

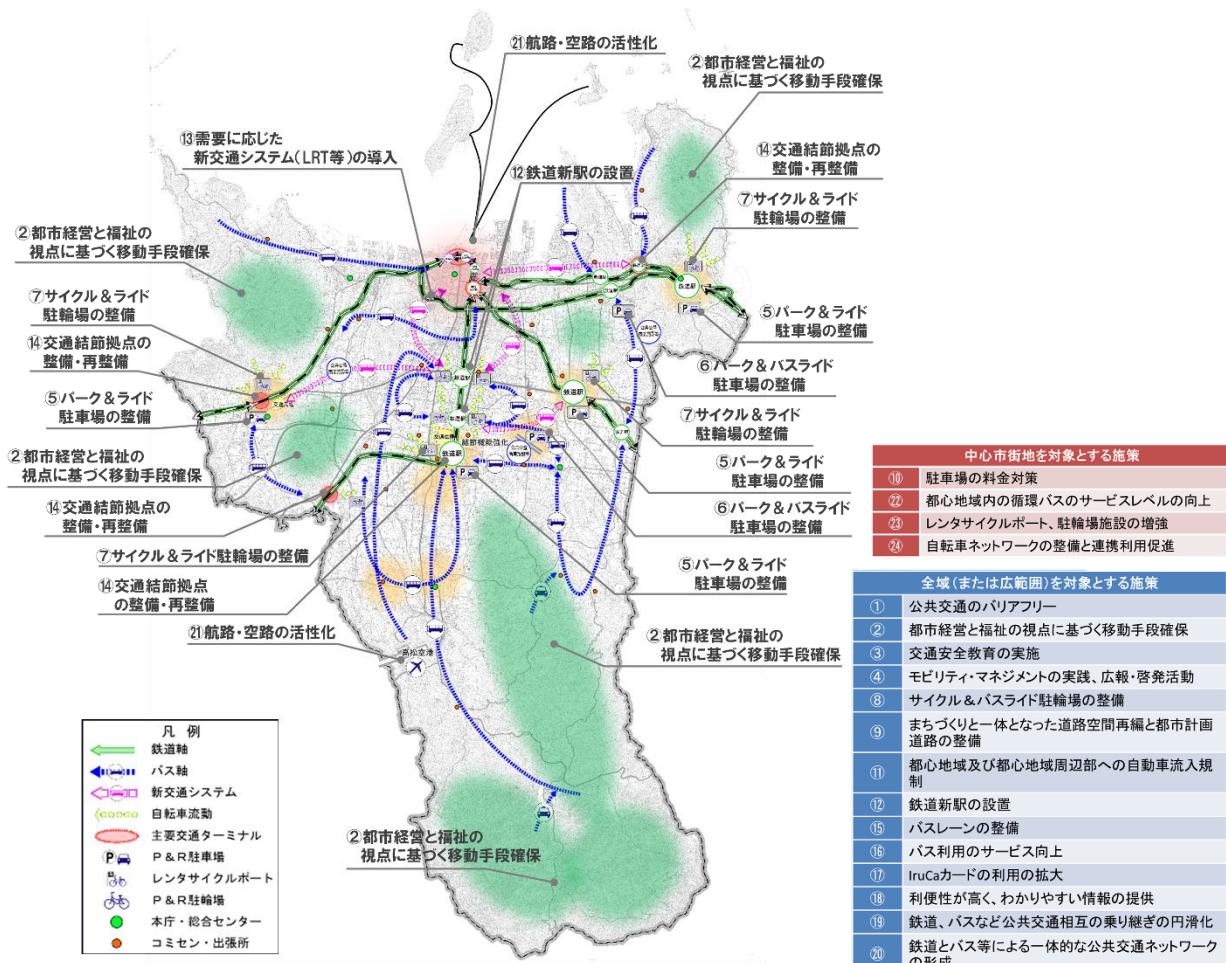
出典: 高松市総合都市交通計画 (R6.6改定)



3) 都市の活性を高める利便性の高い交通手段の確保

本市が目指す「多核連携型コンパクト・エコシティ」のまちづくりを進める上で、自転車は、市民にとって極めて身近で利用しやすい交通手段であり、公共交通機関に対する補完性と高い接続性を有した交通手段です。

自転車の利用を促進することは、都市の活性化につながり、地域の活動を支える移動手段の確保、地域内移動における交通手段の最適な利用配分は、過度な自動車利用からの転換を図る上で、重要な観点です。





2 【視点2】 市民の健康増進

1) 健康に関する意識の向上

令和4年県民健康・栄養調査によると、本県で、運動を習慣として行っている人の割合は、70歳以上が4～5割と最も高く、20～69歳の働き盛り世代では3割未満と低い傾向が見られる状況となっています。

本市でも、「令和7年度高松市健康づくり意識調査」において同様な傾向で、特に30～50歳代男性と20～40歳代女性の運動習慣者が少ない状況にあります。

身体活動・運動は、生活習慣病の予防に効果があり、例えば、10分程度の散歩を1日に数回行う程度の簡単な運動でも、肥満、糖尿病、高血圧、脳卒中、結腸がん、骨粗しょう症等に対する予防効果が認められており、健康上の効果が期待できます。

地域の特性に応じた、高松らしい健康に配慮したライフスタイルとして、自転車利用、ウォーキング、公園等の散策、里山歩き等を取り入れるほか、体を動かすイベント、防災訓練や清掃活動等の地域行事へ参加することで、自然に健康づくりにつながる生活をすることができます。

2) 日常生活への取り込み、サイクルレクリエーションの振興

健康上の効果が期待できる運動習慣が定着していない現状を転換し、身体活動・運動を推進するためには、まずは、歩行やサイクリング、スポーツ等、体を動かすことを日常生活の中に組み込むことが必要です。

日常生活の中で身体を動かす機会を増やす「ながら運動」、「ついでに運動」として、近場の移動であれば歩いたり自転車を利用する、全身をしっかり使って掃除機を使う、なるべく階段を使う等が推奨されています。

特に、自転車による運動は、脂肪燃焼や体力向上に効果的な運動強度を維持しやすく、脚部や体幹部の筋肉を使うことにより筋力の維持・増強に役立つとともに、がんや心臓疾患による死亡・発症のリスク軽減につながります。



3 【視点3】 魅力ある地域づくり

1) サイクルツーリズム・サイクリング環境の創出

サイクリングを推進することにより、市民の健康増進や、地域づくり・まちづくりの活性化が図られます。また、サイクリングによる観光誘客等の効果も期待されます。

近年の傾向として、訪日外国人旅行者はもとより、国内旅行者においても、観光ニーズが、従来の「モノ消費」から体験型観光の「コト消費」へ変化しており、滞在型コンテンツの充実が求められています。

本市においても、訪日外国人旅行者の訪問先が、東京～大阪間のいわゆるゴールデンルート中心から、地方へと変化してきている状況を汲み取り、市内における滞在時間の延長と、それに伴う旅行消費の拡大に向けて、魅力ある観光地や体験メニュー等を発掘し、それらの情報を発信することで、訪日外国人旅行者の誘客を図っています。

また、このことは、訪日外国人旅行者のみならず、国内旅行者に対しても、魅力的な旅行につながると期待されています。

このように、体験型観光へのニーズが高まっている中、自転車の活用は、本市においても有力な観光コンテンツの一つと考え、本市の観光スポットや地元グルメスポットを自転車で巡るモデルコースの発信等を行っています。

今後、更に自転車を活用した地域づくりを推進していく上で、サイクリストが安全かつ快適に走行できる、サイクリストの受入環境や走行環境の整備が必要とされています。



4 【視点4】 安全・安心の向上

1) 自転車の安全利用

これまでの国、県、市の取組や、関係団体の努力、市民の安全への意識の高まりにより、県内の自転車が関係した交通事故件数は減少傾向にありますが、令和5年の県民人口10万人当たりの自転車事故死者数では、全国ワースト1位という状況です。

自転車の安全利用を図るために、交通安全教育を推進することが重要となります。交通安全教育は、交通ルールの周知だけではなく、自転車の点検整備の実施、ヘルメットの着用促進、自転車損害保険等への加入促進を図っていくことも重要です。

2) 安全で快適な自転車通行空間の整備

ソフト面の対策とともに、ハード面では、自転車、歩行者、自動車等、全ての交通利用者が道路空間を安全に利用できる、自転車利用環境の整備が重要となります。

本市では、自転車の利用の多い市街地において、安全で快適な自転車通行空間を効果的かつ効率的に整備することを目的とした「高松市自転車ネットワーク計画」(平成14年3月策定、平成20年11月第1回改定、令和3年3月第2回改定)を策定し、整備を進めています。

3) 災害時における交通機能の確保

平時の自転車活用に加え、災害時の機動力、移動手段の確保の観点から、自転車の有する、誰もが利用できる特性や機動性を活かし、災害時における地域の安全・安心を向上させることも必要とされています。



第3章 目標と実施施策

前章の自転車を巡る現状と課題に対応するため、法の目的や基本理念を踏まえ、自転車の活用推進に向け、4つの目標を掲げます。

また、それぞれの目標の下に、目標達成のための施策を定めます。

1 (都市環境) 【目標】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

本市が目指す「多核連携型コンパクト・エコシティ」のまちづくりに向けては、都市構造の核をなす魅力的な拠点形成を図るとともに、都市構造の軸を成すネットワークの強化を図ることが必要です。

また、拠点において、モビリティの多様化も見据えつつ、それぞれの地域における公共交通や自転車を活用したベストミックスの実現を目指し、交通における自動車への依存の程度を低減させることは、交通分野の低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成につながります。

このため、安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通機関との連携を強化し、自転車利用を促進します。

目標達成のための施策

- 1) 自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。
- 2) 自転車通行空間上の違法駐輪、放置自転車等の移送、無許可設置物の撤去指導を行い、自転車通行空間の確保を推進します。
- 3) レンタサイクルと公共交通機関との接続強化とともに、民間事業者によるシェアサイクルとの連携に向けて取り組みます。
- 4) 公共交通事業者等と連携するなど、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進します。
- 5) 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や、無電柱化と併せた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を推進します。



2 (市民の健康増進) 【目標】健康長寿社会の実現

日常生活における自転車利用も含めた、生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、市民の健康寿命の延伸等を目指します。

それらの実現に向けて、生活習慣病を予防し、また、人生を健やかで心豊かに過ごし、QOL（生活の質）の向上に資するよう、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図ります。

目標達成のための施策

- 1) 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を推進します。
- 2) 市民の健康に関する理解を深め、健康づくりに関する広報啓発を推進します。

3 (魅力ある地域づくり) 【目標】サイクルツーリズムの推進

自転車に乗ることそのものを楽しんだり、自転車で様々なエリアや見どころを巡り、沿線の魅力を楽しんだりする、サイクルツーリズムを通じた持続可能な魅力ある地域づくりを推進し、地域経済の活性化を図ります。

このため、国、県や周辺自治体、関連事業者と連携して、自転車の走行環境やサイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に、ハード・ソフト両面から取り組み、サイクリング環境を創出します。



目標達成のための施策

- 1) 国、県、周辺市町と連携した広域的な自転車走行環境の整備や、サイクルトレイン等によるサイクリリストの受入環境の整備等、全県的、広域的な取組の中で、安全かつ快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムの推進に寄与します。

4 (安全・安心の向上) 【目標】安全で安心な社会の実現

安全で安心な交通環境を創出するためには、自転車利用者、歩行者、自動車等の運転者が、互いに立場を尊重しながら道路を共用する、という認識を持つことが重要です。

また、自転車利用者は、自転車が軽車両であるという意識の下、交通ルールを遵守し、ヘルメットを着用するなど、自己の身の安全を確保するとともに、周囲の者、特に、歩行者に対する思いやりをもった運転を実践し、自転車交通事故ゼロの社会を目指します。

このため、自転車通行空間の整備のほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育を推進することにより交通事故の削減を図ります。あわせて、「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、利用者が加害者になった場合に備えて、被害者救済の観点から、自転車損害保険等への加入促進を図ります。

さらに、平時の自転車活用に加え、地域社会の安全・安心の向上のため、災害時の機動力、移動手段の確保の観点から、自転車の有効活用を図ります。

目標達成のための施策

- 1) 県と協力し、安全に利用するための自転車運転の知識・技術の向上を促進するとともに、自転車の点検整備を実施するための広報啓発等の取組を推進します。
- 2) 市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動等を推進し、自転車の安全な利用を促進します。



- 3) 自転車を含む交通安全教育を推進するため、関係機関と協力し、学校における交通安全教室の開催等を推進します。
- 4) 自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。（P16、目標達成のための施策、1の再掲）
- 5) 事前に、災害時における自転車の活用を想定することにより、危機管理体制の強化を図ります。
- 6) 令和4年4月1日から自転車損害保険等への加入の義務化（香川県自転車の安全利用に関する条例）に伴い、利用者等に対する情報提供をより一層強化し、保険加入を促進します。
- 7) 令和5年4月1日から自転車利用者の乗車用ヘルメット着用の努力義務化（道路交通法）に伴い、関係機関と連携し、交通安全教室や広報啓発等により、自転車利用時におけるヘルメット着用を促進します。



5 4つの目標の達成、各施策の実施に向けて行う具体的措置

1～4に掲げた自転車活用の推進に関する目標の実現のための各施策について、具体的措置内容を定めることで、着実な実施につなげます。具体的措置内容については、資料編のp.1～10に掲載します。

自転車の活用推進に向けた目標	目標達成のための施策	具体的措置内容
<p>都市環境 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成</p> <p>安全で快適な自転車利用環境を、計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通機関との連携を強化し、自転車利用を促進します。</p>	<p>1) 自転車通行空間の整備推進 2) 放置自転車等への対応 3) レンタサイクルとシェアサイクル 4) 駐輪場の整備推進 5) 歩行者・自転車中心のまちづくり</p>	<p>資料編1 p.1～4</p> <p>1) ①～⑦ 2) ①～② 3) ①～③ 4) ①～② 5) ①～④</p>
<p>市民の健康増進 健康長寿社会の実現</p> <p>自転車利用を含む、生涯スポーツの普及奨励、日常の身体活動量の増加・底上げを図り、生きがいのある豊かな生活、健康長寿社会の実現に取り組みます。</p>	<p>1) 安全な自転車利用の環境づくり 2) 健康意識の向上・健康づくり</p>	<p>資料編1 p.5</p> <p>1) ① 2) ①</p>
<p>魅力ある地域づくり サイクルツーリズムの推進</p> <p>国、県、周辺市町と連携した広域的な自転車走行環境の整備や、サイクルトレイン等によるサイクリストの受入環境の整備等、全県的、広域的な取組の中で、安全かつ快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムの推進に寄与します。</p>	<p>1) サイクルツーリズムの推進</p>	<p>資料編1 p.6</p> <p>1) ①～③</p>
<p>安全・安心の向上 安全で安心な社会の実現</p> <p>自転車通行空間の整備とともに、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進により、交通事故の削減を目指します。 また、災害時における自転車の有効活用を図り、地域社会の安全・安心につなげます。</p>	<p>1) 自転車運転の知識・技術の向上 2) 市民の交通安全意識向上への啓発 3) 交通安全教育の推進 4) 自転車通行空間の整備推進 5) 危機管理体制の強化 6) 自転車損害保険等への加入促進 7) ヘルメット着用の促進</p>	<p>資料編1 p.7～10</p> <p>1) ①～② 2) ①～⑦ 3) ①～④ 4) ①～⑥ 5) ① 6) ①～③ 7) ①～②</p>



第4章 推進体制

1 関係者の連携・協力

本計画に位置付けた目標を達成するため、関係者（府内各課、教育委員会等）が緊密に連携し、各施策の推進を図ります。

また、施策内容に応じ、国、県、関係機関、周辺自治体、関係団体・事業者等とも積極的に連携し、計画の実行、推進を図っていきます。

2 計画のフォローアップと見直し

本計画について、施策の進捗状況等に関するフォローアップを、適宜、行います。

また、計画の更新に当たっては、各施策の現状の整理や、効果に関する評価等を行うとともに、社会情勢の変化等も十分に考慮した上で、必要な見直しを行うようにします。

計画の見直しや更新を行う際には、府内各課を中心に、関係者による検討会を設置し、関係者が連携して、これを行います。

3 広報活動等

本計画に基づく広報活動、啓発等に当たっては、目標の達成に向けて、効果的かつ効率的に実施するとともに、自転車の魅力を多面的に訴求するため、国、県、関係機関、周辺市町等とも連携、相互協力して、戦略的に展開します。



資料編



【1】4つの目標の達成、各施策の実施に向けて行う具体的措置

【目標1】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

目標達成のための施策	具体的措置内容	担当課
1) 自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。	<p>① 自転車活用推進計画を策定し、国及び全国の地方公共団体の動向に関する情報を収集し、関係者へ周知すること等により、各種施策を組み合わせた良好な自転車利用環境の形成を促進します。</p> <p>② 策定した自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備状況を明示します。</p> <p>③ 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果を分析し、今後の整備推進の参考にします。</p> <p>④ 通勤・通学等、日常的な自転車利用の実態を踏まえ、また、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮し、自転車利用や自転車事故の多い市中心部において、道路法、道路交通法、道路構造令、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知、以下「ガイドライン」という。）等の主旨を踏まえた、自転車通行空間の整備を推進します。また、既に設置した矢羽根型路面標示等の適切な維持管理に努めます。</p>	・道路整備課 ・道路整備課 ・道路整備課 (計画、整備、維持管理) ・道路整備課 ・道路管理課 (通学路の安全点検) ・くらし安全安心課 ・道路管理課 ・保健体育課
	<p>【実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・道路管理者等から構成される「高松市自転車ネットワーク計画推進協議会」において計画された「高松市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の	



	<p>整備を実施します。</p> <p>(R11目標値：17.1Km (市整備区間)；高松市管理値)</p>	
	<p>⑤ ガイドラインの公表がなされる以前に整備し、路面標示の形式がガイドラインにおいて新たに定められた規格と異なる箇所については、舗装の打換えの機会を捉え、規格に合うよう、統一を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none">・道路管理課・道路整備課
	<p>⑥ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用が図れるよう、各交通利用者や沿線住民の視点に立って多角的に検討した上で、関係機関と協議します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・道路整備課・道路管理課
	<p>⑦ 短中距離の移動においては自転車の利用を呼び掛けるなど、環境保全及びCO₂の削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・道路整備課・ゼロカーボンシティ推進課
2) 自転車通行空間上の違法駐輪、放置自転車等の移送、無許可設置物の撤去指導を行い、自転車通行空間の確保を推進します。	<p>① 自転車通行空間上の違法駐輪、放置自転車等の移送、無許可設置物の撤去指導を、引き続き適切に推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・道路管理課・交通政策課
	<p>② 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車通行空間の整備手法や、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、計画段階、また供用開始後においても状況に応じて、必要な規制等があれば、その実施について関係機関と協議します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・道路整備課



3) レンタサイクルと公共交通機関との接続強化とともに、民間事業者によるシェアサイクルとの連携に向けて取り組みます。	① 中心市街地の活性化や放置自転車の抑制を図る本市のレンタサイクル事業を持続可能なものとするため、令和7年度に実施中の民間団体との実証事業を踏まえて、収益性の確保など、見直しを行います。	・交通政策課
	② 公共交通を補完する交通システムとして機能する、レンタサイクルの安全性及び快適性を向上するために、レンタサイクル事業の展開エリアも意識した自転車通行空間の整備を推進します。 【実施計画】《1-1) -④の再掲》 (R11目標値：17.1Km (市整備区间) ; 高松市管理値)	・道路整備課
	③ 県と情報共有し、災害時のシェアサイクル活用等について、検討します。	・危機管理課
4) 公共交通事業者等と連携するなど、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進します。	① 地域のニーズに応じた駐輪場設置の促進を図るため、国における検討結果を踏まえ、占用許可基準について検討します。	・道路管理課
	② 鉄道駅の周辺における自転車等駐輪場の設置が円滑に行われるよう、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項の規定に基づき、鉄道事業者へ積極的な協力を求めていきます。	・交通政策課
5) 歩行者・自転車を中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や、無電柱化と併せた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を推進します。	① コンパクト・プラス・ネットワークの考え方の下、公共交通機関と連携して駐車場の整備やレンタサイクル事業等の展開とともに、自転車通行空間の整備等の各種施策を推進します。	・都市計画課 ・道路整備課 ・交通政策課
	② 地域を豊かにする人を中心の賑わいのある道路空間を構築する取組の一環として、歩行者利便増進道路（ほこみち）等において、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保しつつ、占用許可基準について検討し、その環境に合わせた自転車通行空間の整備を推進します。	・都市計画課 ・道路管理課 ・道路整備課



	<p>③ 道路管理者と公安委員会が連携して、最高速度30キロ規制区間と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」の整備を推進するとともに、これらの取組に関する事例等について、情報の収集に努めます。</p> <p>④ 無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）に基づく無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱化に合わせて安全で快適な自転車通行空間の確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">・くらし安全安心課・道路管理課 <ul style="list-style-type: none">・道路整備課
--	--	---



【目標2】健康長寿社会の実現

目標達成のための施策	具体的措置内容	担当課
1) 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進します。	① 自転車関連施設や公園等を有効活用していくなど、誰もがサイクルスポーツを身近に慣れ親しめるよう、普及に努めていきます。	・スポーツ振興課 ・競輪場事業課 ・公園緑地課
2) 市民の健康に関する理解を深め、健康づくりに関する広報啓発を推進します。	① 特に身体活動・運動の不足している働き盛り世代を中心に、健康づくりの重要性を啓発するとともに、身体活動の増加や運動習慣の定着に向け、地域や職場などを通じて実践につながる活動を支援します。	・保健医療政策課 ・健康づくり推進課



【目標3】サイクルツーリズムの推進

目標達成のための施策	具体的措置内容	担当課
1) 国、県、周辺市町と連携した広域的な自転車走行環境の整備や、サイクルトレイン等によるサイクリストの受入環境の整備等、全県的、広域的な取組の中で、安全かつ快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムの推進に寄与します。	<p>① 誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備や自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、滞在コンテンツの磨上げ等による魅力づくりを支援し、サイクリングルートの整備を図ります。また、既に設置した路面標示や案内看板等の適切な維持管理に努めます。これらのサイクリングルートについて、高松市ホームページやSNSの活用等により情報発信を強化し、国内外のサイクリストの誘客を図ります。</p>	・観光交流課 ・スポーツ振興課 ・道路管理課 ・道路整備課 ・競輪場事業課
	<p>② 鉄道事業者等が実施するサイクルトレイン等の取組事例の情報発信を行います。</p>	・交通政策課 ・観光交流課
	<p>③ サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの充実や受入環境の整備等、地域の関係者が広域的に連携し、観光客の来訪・滞在促進や心身の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組を検討します。</p>	・観光交流課



【目標4】安全で安心な社会の実現

目標達成のための施策	具体的措置内容	担当課
1) 県と協力し、安全に利用するための自転車運転の知識・技術の向上を促進するとともに、自転車の整備点検を実施するための広報啓発等の取組を推進します。	<p>① 県、関係機関と協力し、安全に利用するための自転車運転の知識・技術の向上を促進するとともに、交通安全教育の機会等を活用して、自転車点検員に関する広報啓発を推進します。</p> <p>② 「香川県自転車の安全利用に関する条例」で義務付けられている自転車の点検整備について、県と協力し、条例の点検整備基準に基づく日常点検や定期点検の項目等について、リーフレット等により周知を図ります。</p>	・くらし安全 安心課
2) 市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動等を推進し、自転車の安全な利用を促進します。	<p>① 県、交通関係機関・団体と連携し、「自転車安全利用五則」や「香川県自転車の安全利用に関する条例」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図ります。また、配達目的での自転車利用ニーズの高まりも踏まえ、関係事業者への自転車の通行ルール等の周知を図ります。</p> <p>② 自転車の安全利用について、全国交通安全運動等の機会を捉え、市民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努めます。</p> <p>③ 交通事故の被害軽減や被害者の救済等のため、県、交通関係機関・団体と連携し、交通安全教室や広報啓発等により、全ての年齢層の自転車利用時におけるヘルメット着用の促進や自転車損害保険等への加入促進を図ります。</p> <p>④ 県と連携し、交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を通じ、自転車の安全利用を含む交通安全に関する指導技術の向上等を図ります。</p>	・くらし安全 安心課 ・保健体育課



	<p>⑤ 自転車道、自転車通行帯などの自転車通行ルールについては、道路管理者と連携した広報啓発に努めるとともに、自転車利用者対象の交通安全教室等においてその周知に努めます。</p> <p>⑥ 自転車の交通ルール遵守について、市民の手本となるよう、本市職員に対して、駐輪場等に啓発チラシを掲出する等、自転車通行ルールの周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底します。</p> <p>⑦ リヤカーを牽引する自転車に対して、機会を捉えて、歩道通行が不可である旨を含め、自転車は車道通行が原則とのルール周知を徹底します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・くらし安全 安心課・道路整備課・保健体育課
	<p>① 関係機関と協力し、交通安全教室等の講師となる教員等へ向けた講演会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知します。</p> <p>② 関係機関と協力し、児童・生徒の年齢や発達段階に応じた交通安全教育を引き続き実施するとともに、海外を含む先進的な事例や手法については、積極的に関係機関へ周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・保健体育課・くらし安全 安心課
	<p>③ 自転車を利用し始める小学生を対象とした自転車の交通安全教室を計画的に実施します。また、中学生に対しては、関係機関と協力して、交通安全教室を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・保健体育課・くらし安全 安心課
	<p>④ 「高松市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会、学校、警察、道路管理者により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施し、通学路の交通安全に資する改善を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・保健体育課・くらし安全 安心課・道路管理課・道路整備課
3) 自転車を含む交通安全教育を推進するため、関係機関と協力し、学校における交通安全教室の開催等を推進します。		



《1-1) の再掲》 4) 自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が、適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進します。	《1-1)-①の再掲》 ① 自転車活用推進計画を策定し、国及び全国の地方公共団体の動向に関する情報を収集し、関係者へ周知すること等により、各種施策を組み合わせた良好な自転車利用環境の形成を促進します。	・道路整備課
	《1-1)-②の再掲》 ② 策定した自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備状況を明示します。	・道路整備課
	《1-1)-③の再掲》 ③ 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果を分析し、今後の整備推進の参考にします。	・道路整備課 ・道路管理課
	《1-1)-⑤の再掲》 ④ ガイドラインの公表がなされる以前に整備し、路面標示の形式がガイドラインにおいて新たに定められた規格と異なる箇所については、舗装の打換えの機会を捉え、規格に合うよう、統一を図っていきます。	・道路管理課 ・道路整備課
	《1-1)-⑥の再掲》 ⑤ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用が図れるよう、各交通利用者や沿線住民の視点に立って多角的に検討した上で、関係機関と協議します。	・道路整備課 ・道路管理課



	《『1-1)』-⑦の再掲》 ⑥ 短中距離の移動においては自転車の利用を呼び掛けるなど、環境保全及びCO ₂ の削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行います。	・ゼロカーボンシティ推進課
5) 事前に、災害時ににおける自転車の活用を想定することにより、危機管理体制の強化を図ります。	① 災害時における道路やその他重要施設の被災状況の迅速な把握、自動車通行不能時の避難所等との連絡手段確保等のため、レンタサイクルの転用を予め検討します。	・危機管理課 ・交通政策課
6) 令和4年4月1日から自転車損害保険等への加入の義務化（香川県自転車の安全利用に関する条例）に伴い、利用者等に対する情報提供をより一層強化し、保険加入を促進します。	① ポスター、チラシ、ウェブサイト等により市民に自転車損害保険等への加入の必要性に関する情報提供を行います。 ② 県と連携し、企業の事業主や従業員等の自転車損害保険等への加入を促進するため、経済団体等を通じた広報啓発等を行います。 ③ 県と連携し、自転車販売業者に対し、自転車購入者に自転車損害保険の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行います。	・くらし安全安心課 ・くらし安全安心課 ・くらし安全安心課
7) 令和5年4月1日から自転車利用者の乗車用ヘルメット着用の努力義務化（道路交通法）に伴い、関係機関と連携し、交通安全教室や広報啓発等により、自転車利用時におけるヘルメット着用を促進します。	① ポスター、チラシ、ウェブサイト等により市民に自転車利用時におけるヘルメット着用の必要性について、広報啓発を行います。 ② 関係機関と連携し、自転車利用時におけるヘルメット着用の必要性について、交通安全教室や交通安全啓発イベント等により、周知を図ります。	・くらし安全安心課 ・くらし安全安心課

【2】高松市自転車ネットワーク計画

1 計画対象範囲

自転車交通量が多く、歩行者、自転車、自動車が、それぞれ安全かつ快適に通行できる空間を確保するための措置が必要な「市中心部」において、主要な路線を選定し、自転車通行空間整備を行い、面的な「自転車ネットワーク」を形成する。

- (1) 市役所を中心とした半径 5 km 圏を「計画対象範囲」とする。
- (2) 市役所を中心とした半径 2.5 km 圏を「重点対策整備地区（整備地区）」とし、整備地区内については、路線を選定し、面的な自転車ネットワークが形成されるよう、必要な整備を行う。（目安となる地区範囲は「2 自転車ネットワーク計画」掲載図のとおり。（3）についても同じ。）
- (3) 「計画対象範囲」内の「整備地区」以外の地区を、「既存施設活用地区（既存活用地区）」とする。既存活用地区については、原則として、整備路線の設定は行わず、既存の自転車歩行者道等の活用を図り、安全性・快適性を高める。

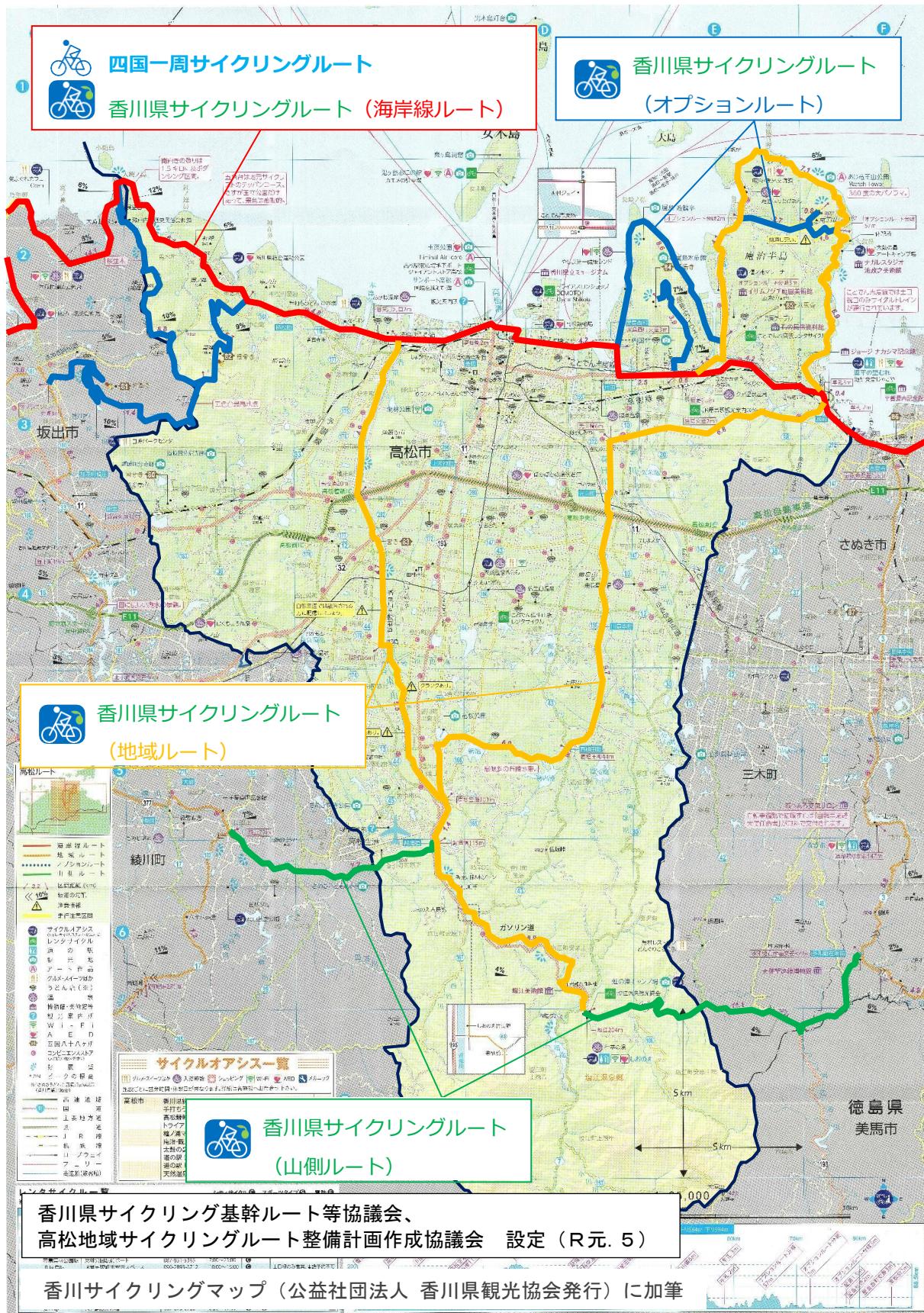
2 自転車ネットワーク計画

高松市中心部における自転車ネットワーク計画（自転車通行空間整備対象路線）は、下図のとおりとする。





【3】四国一周サイクリングルート、香川県サイクリングルート 【高松ルート】



策 定 令和7年12月

事務局 高松市 都市整備局 道路整備課
〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
TEL 087-839-2516
FAX 087-839-2527
E-mail dourouseibi@city.takamatsu.lg.jp

自転車利用環境
整備事業



写真提供協力 表紙右側上段1・2枚目 エクスペリエンス高松運営委員会
(写真: NOCOS 南川昌輝)
その他は高松市自転車活用推進計画検討委員会・事務局



90

